

第 6 3 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 5 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 6 0 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第 6 1 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 第 6 2 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号））
- 第 6 3 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 6 4 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 6 5 号議案 平成 2 7 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）

神河町告示第64号

第63回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月13日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成27年4月16日

2 場 所 神河町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- (5) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第3号））
- (6) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第3号））
- (7) 平成27年度神河町一般会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

藤 原 資 広

安 部 重 助

○応招しなかった議員

小 林 和 男

藤 森 正 晴

平成27年 第63回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

平成27年 4 月16日（木曜日）

議事日程（第 1 号）

平成27年 4 月16日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第59号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 第60号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 第61号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 第62号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 7 第63号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 8 第64号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 9 第65号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第59号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 第60号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 第61号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 第62号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 7 第63号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 8 第64号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長

谷地区振興基金特別会計補正予算（第3号）

日程第9 第65号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

1番 藤原裕和	6番 廣納良幸
2番 藤原日順	7番 小寺俊輔
3番 山下皓司	8番 松山陽子
4番 宮永肇	9番 三谷克巳
5番 藤原資広	12番 安部重助

欠席議員（2名）

10番 小林和男	11番 藤森正晴
----------	----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	澤田俊一	主査	楨良裕
----------	------	----------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課長	石堂浩一
副町長	細岡重義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長	澤田博行	山下和久
会計管理者兼町参事兼会計課長		建設課長	真弓俊英
.....	谷口勝則	地籍課長	児島則行
総務課長	前田義人	上下水道課長	中島康之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
.....	児島修二	大中昌幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細岡弘之
.....	藤原登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長	藤原秀洋	浅田譲二
税務課長	和田正治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉岡嘉宏	藤原秀明
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松田隆幸
.....	田中晋平	教育課参事兼センター所長	
		坂田英之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。臨時会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

寒暖を繰り返しながらも春本番を迎え、町内での桜の便りも終盤に入ったようでございます。

本日、ここに第63回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましても定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

今臨時会は、平成27年度最初の本会議であり、執行部におかれましては人事異動により課長並びに特命参事、合わせて10名の顔ぶれが入れかわり、新しいスタートとなりました。今後、審議の過程において真摯な対応をお願いいたします。

本日提案されます案件は、専決処分の承認及び平成27年度一般会計補正予算であります。慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

4月に入りましてから不安定な天気が続き、神河の満開の桜も思う存分楽しめない日が続いておりましたが、5日のこっとな亭の夜桜祭、11、12日は桜華園のさくらまつりは天候に恵まれて、多くの人でにぎわいました。私も9日に姫路、FM GENKIに出演をし、桜華園、ゆず酒、ブルーベリー酒の紹介と、これからの神河の見どころを含めて力いっぱいPRをしてまいりました。これから気温の上昇とともに、今こそとばかりに山々の木々も一雨ごとに新緑が広がり、青葉茂れる例年どおりの好季節といった状況となってまいります。と同時に、多くの観光客でにぎわうことを期待するものであります。

さて、4月12日投開票の兵庫県議会議員選挙におきましては、神河町の投票率は73.89%と、今回も兵庫県第1位となりました。改めて町民の皆様方に心よりお礼を申し上げます。そのような中、現職の上野英一県会議員が2期8年間の神崎郡3町での実績と、地方創生に向けての大きな期待の中で3選を果たされました。上野県会議員には、この間、合併支援事業の円滑な推進、災害復旧、河川整備、治山治水堰堤整備、学校跡地活用など、神河町の社会基盤整備を初めとしたまちづくり事業に格別のお力添えをいただいているところであります。兵庫県の財政は厳しい状況にありますが、引き続き神河町を初め、神崎郡と兵庫県をつなぐコーディネーターとしての活躍と、地元選出の優位性を十分に期待するとともに、私自身、これまで以上に連携を強化していきながら神河町のまちづくりに参画いただき、御指導、御鞭撻を賜りたいと考えており

ます。

そして、いよいよ地方創生がスタートいたしました。4月5日には7市8町による播磨圏域中枢拠点都市連携協約合同調印式と石破茂地方創生担当大臣の講演会がありました。その講演会で石破大臣からは、地方創生は地域の特性や資源を生かし、これまでの産官学金労に加えて言、すなわち地域の新聞、テレビなど、マスコミ含めて今まで以上に連携を強め、新しいものに挑戦しなければならない。新しいことをしようとするときには抵抗はつきものだが、恐れずに大胆にスピード感を持って計画策定に邁進してくださいとの力強いエールを発信していただきました。神河町も、国の方針、兵庫県の方針に基づきながら、神河町の特性を活用した総合戦略を策定してまいります。

本日は第63回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。本日は専決したものの承認を求める件と、平成27年度一般会計補正予算、合わせて7件の提案をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前9時05分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第63回神河町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせいたします。藤森正晴副議長並びに小林和男議員におかれましては、株式会社山田営農の研修の日程が早くから入っていた都合により、本日の議会の欠席する旨の届けが出ておりますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

3番、山下皓司議員、4番、宮永肇議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第3 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第59号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第59号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日に施行されることに伴い、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。ただいま町長から提案のございました第59号議案の説明をさせていただきます。

今回の専決処分による主な町税の改正点といたしましては、1点目、町税各税目の減免申請の期限の改正でございます。2点目といたしましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用年度の延長でございます。3点目としましては、ふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップ特例の規定を定めております。4点目としましては、わがまち特例の創設に伴う固定資産税の割合の規定、5点目としましては、固定資産税に係る負担調整等の現行制度の3年延長の規定を定めております。6点目といたしましては、軽自動車税に係るグリーン化特例の規定、7点目といたしましては、紙巻きたばこ旧3級品の特例税率の廃止、8点目としましては、平成26年改正の平成27年度分以降の軽自動車税について1年延長とする規定などがございます。いずれも地方税法の改正により原則平成27年4月1日施行となっております。

それでは、改正点の詳細につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。まず、第 1 条によります改正で、新旧対照表 1 ページの第 2 3 条から 5 ページ、第 5 0 条までの改正につきましては、地方税法の改正にあわせて改正するものでございまして、まず第 2 3 条、町民税の納税義務者等の改正につきましては、法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書きおろす形式にするものでございまして、施行期日を平成 2 8 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に 2 ページ、第 3 1 条、均等割の税率の改正につきましては、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う改正でございます。

次に 4 ページ、第 3 3 条、所得割の課税標準の改正につきましては、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとする改正でございまして、施行期日を平成 2 8 年 1 月 1 日とするものでございます。

第 3 6 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、法律改正によります項ずれの整備をするもので、施行期日を平成 2 8 年 1 月 1 日とするものでございます。

次に第 4 8 条、法人の町民税の申告納付及び 5 ページ、第 5 0 条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の改正につきましては、法人税法の改正にあわせた改正でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。第 5 1 条、町民税の減免の改正につきましては、今回、総務省より、減免の申請期限について各市町村の実情に応じて規定することが明確化されました。町の実情といたしましては、納税通知の発送から申請期限が 1 週間余りしかなく、減免申請を行うための期間が十分に確保されていないおそれも考えられることから、このたびの改正により「納期限前 7 日」を「納期限」に改正するものでございます。

次の 5 7 条及び第 5 9 条の改正につきましては、法律の条ずれに伴う改正でございます。

次に、6 ページの下でございしますが、第 7 1 条、固定資産税の減免、7 ページの第 8 9 条、軽自動車税の減免及び第 9 0 条、身体障害者に対する軽自動車税の減免並びに 8 ページ、第 1 3 9 条の 3、特別土地保有税の減免の改正につきましては、先ほど申し上げました第 5 1 条、町民税の減免と同様の改正でございます。

次に、附則の改正でございしますが、附則第 4 条、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正につきましては、法律改正に伴う条ずれの措置でございまして、施行期日は平成 2 8 年 4 月 1 日になっております。

次に 9 ページ、附則第 7 条の 3 の 2 の改正につきましては、法律の改正によります個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するものでございます。

次に、附則第 9 条、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等及び第 9 条の 2

につきましては、法律改正により新設いたしますふるさと納税ワンストップ特例制度の開設に伴うふるさと納税の申告特例についての規定でございます。この制度につきましては、もともと確定申告をしなくてもよい給与所得者など、いわゆるサラリーマンなどに限り、ふるさと納税をされた場合、寄附金控除の申請を寄附をされた自治体に依頼をしていただき、自治体において代行する制度でございます。確定申告の必要がなくなるようになります。つまり、全て住民税控除となります。なお、対象は平成27年4月1日以降の分が対象となりますので、本年1月から3月の分につきましては、従前どおり確定申告の必要がございます。

次に11ページ、附則第10条の2の改正につきましては、わがまち特例の創設に伴い、課税標準額等の割合を定める規定でございます。今回の改正におきましては、第6項、第7項、第8項及び第12項が新設となっております。第6項では、民間事業主が施行する都市再生に係る公共施設に対する規定でございます。第7項、第8項につきましては、津波避難施設に対する規定でございます。第7項が家屋、第8項が償却資産に対するものでございます。第12項につきましては、サービスつき高齢者向け住宅に対する規定になってございます。

次に、附則第11条及び第11条の2の改正につきましては、土地に係る下落修正等の特例の延長の規定でございます。

12ページ、附則第12条においては宅地に対して、14ページ、第13条においては農地に対しての固定資産税の負担調整の特例の延長の規定でございます。

次に、附則第15条におきましても同様の改正でございます。

15ページ、附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の制度により規定でございます。第1項におきましては、電気自動車及び天然ガス自動車、平成21年排ガス規制適合で窒素酸化物10%以上低減のものに対する税率を定めたものでございます。第2項におきましては、平成17年排ガス規制適合で窒素酸化物75%以上低減のもので、乗用のものについては平成32年度燃費基準20%以上達成のもので、揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車税に限るものでございます。貨物用のものについては、平成27年度燃費基準35%以上を達成し、ただし揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車税に限るものに対する税率を定めたものでございます。

16ページ、第3項におきましては、平成17年排ガス規制適合で窒素酸化物75%以上低減のもので、乗用のものについては平成32年度燃費基準達成のもので、揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車税に限り第2項の軽自動車税を除くものとしております。貨物用のものについては、平成27年度燃費基準15%以上達成で、揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車税に限るものに対する税率を定めたものでございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、3級品に係る特例税率の規定でございます。法律改正にあわせて段階的に廃止となります。施行としま

しては、平成28年4月1日でございます。

次に17ページ、第2条によります改正ですが、この改正につきましては、昨年、平成26年改正の一部改正でございます。法律改正にあわせて平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機つき自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されましたことに伴う措置になってございます。また、このたび軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されましたことに伴う措置も含めてございます。

次に、今回改正の附則につきましては、改正条例の本文、7ページ以降に載せておまして、附則におきましては、施行期日及び改正された税目それぞれの経過措置を定めてございます。

以上、59号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

質疑、特にないようございましたら、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようございますので、討論を終結します。

第59号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第59号議案は、承認することに決定しました。

日程第4 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第60号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第60号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、介護保険法第58条第2項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部が平成27年3月23日付で告示され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、神河町手数料条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課長の大中でございます。介護保険に係る報酬については、厚生労働大臣が社会保障審議会の介護給付分科会の答申を受けて改定されます。この答申の中で、介護予防支援費のうち、要支援1、2の介護報酬が、これまで3,140円から3,400円に引き上げられたことに伴う手数料条例の改正でございます。介護予防支援費のうち要支援1、2の要援護者に対し、町地域包括支援センター、または町内の社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等がケアプラン（介護予防サービス計画）を作成し、国民健康保険団体連合会へ請求した場合、町の介護保険会計へ介護報酬が支払われることとなります。介護予防費、ケアプランの作成について値上げはされましたが、この介護報酬については本人負担はなく、10割が保険者負担となります。以上でございます。よろしく御審議ください。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の説明で3,140円から3,400円とおっしゃってましたが、この対照表を見ますと4,140円から4,300円なんで、その辺ちょっと確認をいたします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。済みません。単価を間違っておりました。4,140円から4,300円への変更でございます。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので討論を終結し、第60号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、承認することに決定しました。

日程第5 第61号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第61号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第61号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、いずれも原則として平成27年4月1日に施行されることに伴い、神河町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第61号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例等の一部改正でございますが、平成27年度において財政力の弱い保険者への国の財政支援が拡充されますことから、地方税法の一部改正に伴い、昨年度に引き続き低所得者への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点となっております。

それでは、改正点の詳細につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第1条によります改正の神河町国民健康保険税条例第2条、課税額の改正でございますが、地方税法施行令にあわせての改正でございます。被保険者の公平性を図るべく保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。具体的には、同条第2項中の基礎課税額の限度額を51万円から52万円に、同条第3項中の後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から17万円に、同条第4項中、介護納付金課税額の限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。

次に、第21条、国民健康保険税の減額の改正でございますが、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じます所得額の変更でございます。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては24万5,000円から26万円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては45万円から47万円に引き上げるものでございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては平成27年度以後の年度分に適用となります。

次の第2条による改正につきましては、平成25年12月改正附則の施行期日の一部改正を行うものでございます。

以上、第61号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。このたびのこの改正に伴って、税収はどの程度影響してくるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。藤原資広議員の質問にお答えさせていただきます。今回の改正につきましては、5割軽減につきましては17世帯、25人、66万6,000円の影響額でございます。

後になりましたが、申しわけございません。今申し上げることにつきましては、3月末現在の被保険者で試算をいたしました内容になります。

2割軽減につきましては3世帯、14人、10万3,660円の影響額を試算しております。

合計76万9,660円の負担ということになりますが、国、県の補助がございますの

で、町負担といたしましては4分の1の19万2,400円ということになります。

限度額の超過の分でございますが、基礎課税額の影響額としましては2世帯、16万2,268円、後期高齢支援分につきましては2世帯、17万9,120円、介護納付金分につきましては3世帯、15万5,480円の影響となります。合計49万6,868円の収入増となる試算をいたしてございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第61号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、承認することに決定しました。

日程第6 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第62号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第62号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第8号））

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町一般会計補正予算（第8号））でございます。

平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第7号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしまし

た。

繰越明許費補正では土木費の道整備交付金事業の減額、地方債補正では小学校施設整備事業ほか2件において減額いたしております。歳入においては、各譲与税、交付金、特別交付税、国庫補助金及び町債の確定により、それぞれ増額いたしました。財政調整基金繰入金は、今回の補正により剰余額が生じたため、全額を減額いたしております。歳出においては、特別交付税の増額等、今回の補正により生じた剰余額を財政調整基金に積み立てるため増額いたしております。教育費では、小学校、幼稚園の施設整備工事費等の確定により減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,466万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,761万2,000円としております。

詳細につきまして総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課の児島でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正、繰越明許費の変更でございます。7款土木費におきまして、道整備交付金事業の神崎・市川線支線におきまして4,010万円を繰り越す予定といたしてございましたが、支障物件等補償費が年度内の執行がありましたので、1,652万2,000円を減額し、繰越額を2,357万8,000円といたしたところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正、地方債の変更でございます。まず、小学校施設整備事業でございますが、これにつきましては寺前小学校大規模改造事業と寺前小学校体育館非構造物耐震補強事業、並びに長谷小学校体育館非構造物耐震事業の3つがございまして、それぞれ減額をいたしております。まず、寺前小学校大規模改造事業につきましては540万円の減、寺前小学校体育館非構造物耐震補強事業につきましては380万円の減、長谷小学校体育館非構造物耐震事業につきましては40万円の減、合わせて960万円の減額で1億7,150万円といたしております。

続きまして、中学校施設整備事業でございます。これにつきましては、神河中学校の体育館非構造物耐震補強事業でございます。130万円減額の1,700万円でございます。

続きまして、幼稚園施設整備事業でございます。越知谷幼稚園舎改築事業でございます。130万円減額の3,090万でございます。

これによりまして、地方債の限度額の合計は1,220万円減額の14億238万5,0

00円となっております。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。9ページ、歳入をお願いいたします。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、これにつきましては揮発油税と地方道路税の国税2税がございまして、そのうち42%が市町村道の延長並びに面積で譲与されるものでございまして、84万6,000円減額の1,915万4,000円ということでございます。

続きまして、2項自動車重量譲与税でございます。自動車検査証の交付時に自動車の重量により課税されるものでございまして、これにつきましては318万5,000円減額の4,481万5,000円でございます。

3款利子割交付金につきましては、預貯金の利子等の5%が県民税利子割として課税をされます。それから事務費等を控除した残りの5分の3に相当する額が神河町の県民税の割合によって交付されるものでございまして、25万7,000円減額の354万3,000円ということでございます。

続きまして、4款配当割交付金並びに5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、上場株式の配当並びに譲渡益の5%がそれぞれ県民税配当割及び県民税株式譲渡所得割として課税をされます。算定、交付の方法は利子割交付金と同様でございます。特に株価の上昇を受けまして、配当割交付金につきましては559万増額の1,309万円、株式等譲渡所得割交付金につきましては592万4,000円増額の712万4,000円でございます。

続きまして、6款ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフの利用税に対して県税がかかっております。そのうち10分の7に相当する額が市町村に交付されるものでございまして、今回は利用者の減少が大きく響きまして645万7,000円減額の854万3,000円ということでございます。

7款地方消費税交付金でございます。消費税の8%のうち1.7%が地方消費税でございます。そのうちその2分の1が人口等により各市町村に交付されるものでございまして、200万2,000円減額の1億2,199万8,000円となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。自動車取得税交付金でございます。自動車の取得に対して自動車取得税として課税をされます。そのうち10分の7の金額がそれぞれ市町村道の延長、面積をもとにして交付をされるものでございまして、78万6,000円減額の1,121万4,000円でございます。

続きまして、10款地方交付税のうち特別交付税でございます。これにつきましては、3月定例議会の最終日に町長が報告されましたように、2億1,170万1,000円増額の5億1,170万1,000円ということになっております。普通交付税を合わせた交付税の総額は32億6,044万5,000円でございます。

11款交通安全対策特別交付金でございます。これについては、交通安全対策を推進する施策の一環として道路交通法に定める交通違反の罰則金が原資となっておりまして、

それぞれ交通事故の件数により各市町村に交付されるものでございまして、63万1,000円減額の236万9,000円となっております。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金でございます。これにつきましては、学校施設環境改善交付金の額の確定によるものでございます。

まず、小学校費補助金でございます。寺前小学校大規模改造事業の分が1,705万6,000円減額でございます。寺前小学校体育館非構造物耐震事業の分が58万4,000円増額、長谷小学校体育館非構造物耐震補強事業につきましては41万8,000円減額、合わせまして1,689万円の減額ということでございます。

続きまして、中学校費補助金につきましては、神河中学校体育館の非構造物耐震補強事業でございまして、130万1,000円増額でございます。

幼稚園費補助金につきましては、越知谷幼稚園舎改築事業でございまして、392万8,000円減額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正により余剰金が生じたために繰入金を全て、全額減額をいたしております。

続きまして、21款町債、これにつきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして、11ページ、歳出をお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金でございます。これにつきましては、今回の補正により生じた剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございまして、1億2,570万6,000円を増額いたしております。これによりまして、平成26年度末残高の見込みといたしましては18億8,454万1,000円の見込みでございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、15節工事請負費につきましては、長谷小学校体育館の非構造物耐震補強工事請負費でございまして、事業費の確定によりまして75万2,000円減額をいたしております。

続きまして、一番最後の4項幼稚園費、13節委託料、15節工事請負費につきましても、それぞれ事業費の確定によりまして設計監理委託料25万8,000円減額、工事請負費2万8,000円の減額というところでございます。

教育費のそれぞれ国庫補助金、町債が確定しておりますので、財源内訳はそれぞれ変更しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第62号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、承認することに決定しました。

日程第7 第63号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第63号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第63号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第3号））

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第3号））でございます。

平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

歳入においては、現在、基金運用として国債を購入していますが、2月26日、3月20日において国債の価値が上がり、基金運用上、譲渡したほうが有利であると判断し譲渡いたしました。このことに伴い、202万9,000円の譲渡収入がありましたので、利子及び配当金を増額いたしております。

歳出においては、その譲渡収入を地区振興基金に積み立てるための積立金を増額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,785万4,000円としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第63号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、承認することに決定しました。

日程第8 第64号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第64号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第64号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第3号））
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並び内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第3号））でございます。

平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

歳入においては、基金の運用として5年満期の定期貯金、利率0.47%、中間利払い利率0.329%としてJAに預け入れしていますが、その利息収入として1年分の中間利払い利率による利息を見込んでおりましたところ、本年満期となることから本来の利

率と中間利払い利率との差額、年間14万1,000円もあわせて利息収入となることが判明しましたので、利子及び配当金を70万5,000円増額いたしております。

歳出においては、その利息を地区振興基金に積み立てるための積立金を増額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250万8,000円としております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の説明によりまして、農協の5年定期の中間利払いの利息を予定しておいた、見込んでおいたものが確定して、その満期による確定利払いという説明でしたけども、当初、だから予算を立てたときに本来、満期であるものを、まだ中間、満期が来ないということで誤解しておいたということとございましょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。4年間、中間利払いという利子のもとで予算、受けました。ところが、今回5年満期ということで、その4年間の、満期の利率が0.47%、ほんで中間利払いの利率が0.329%、その差額分の0.141%の分ですね、その分が4年間、その分は入って来ていませんでした。その4年間の分の利子分と、それで5年満期の分の利子分とが今回70万5,000円、満期に伴いまして一気に入ってきたということで増額をさせていただいてるってところです。以上です。

○議長（安部 重助君） ちょっと今の、若干、質問の内容と違いますね、回答が。

日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 私が申し上げたのは、満期の期日が確定しとるんだから、その分の利息分はちゃんと見込めるはずだということを申し上げたんです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 実は、中間利払いということがちょっと当初からわからなかったもので、通常である満期で全て入ると思うとったんですけども、中間利払いという格好の予算というんですか、それが通常の利子と考えてましたので、このように満期のときにこういう、ふえてしまったということになってしまって、ような状態でございます。申しわけございません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

日順議員、今のでよろしいですか。

○議員（2番 藤原 日順君） 納得はできませんけども、しょうがないです。

○議長（安部 重助君） 誰かわかる方。財政特命参事、わかりますか。ちょっと無理。わかりますか、説明。

そしたら、会計管理者。

○会計管理者兼町参事兼会計課長（谷口 勝則君） 会計課、谷口でございます。今、藤原日順議員さんがおっしゃられてたとおりでございます。そういうことで、計算する時点で若干勘違いがあったということでございます。以上でございます。

○議員（2番 藤原 日順君） それで結構です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第64号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第64号議案は、承認することに決定しました。

日程第9 第65号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第65号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第65号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第1号）

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、土木費の住宅管理費、若者世帯住宅取得支援事業に係る補助金の増額でございます。この事業につきましては、人口減少対策における住宅施策として3月定例議会で慎重に御審議賜り議決をいただいたところであります。今回、新たに建築費等

が町外に出るのを防ぎ、お金が町内で循環することで地域経済の活性化を図ることを目的に、町内に主たる事業所を有する法人、または個人事業者を利用して新築、または改築する場合に、定額50万円が助成できるように補助金交付要綱を改正し、10件分500万円を増額するものでございます。その財源として、国庫補助金の社会資本整備総合交付金においてその2分の1である250万円を増額し、一般財源分として財政調整基金繰入金を250万円増額しております。

これにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,440万円とするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結したいと思います。よろしいですか。質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第65号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第63回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時07分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年度最初の本会議でありました。町長から提案されました案件は、慎重審議の上、全てが適正妥当な結論が得られ、議了できました。ここに議員各位の御精励と御協力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

人口減少問題、災害に強い安全・安心のまちづくり、医療・福祉の充実、公共施設のあり方等、多くの問題があります。地域創生のまこととは何かをしっかりと考え、議会、行政、住民一体となったまちづくりをしていかなければなりません。皆様方とともに頑張っていきたいと思えます。

これからは躍動の季節を迎えます。どなた様も健康に留意され、御活躍されることを祈念し、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たり、お礼を申し上げます。

本日、提案させていただきました案件全てにつきまして、真摯な御議論の上、御承認、可決いただき、まことにありがとうございます。今定例会での議員各位からいただきました御意見等について真摯に受けとめ、神河町の地域創生に着手するとともに、各種事業につきましては常に神河町内の経済循環と健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまいり所存であります。そして、住民目線、住民の立場に立った行政執行、笑顔、元氣、明るさ、爽やかさをモットーに安全・安心、笑顔があふれ、「住むならやっぱり神河町」の実現に向けて全力で邁進してまいります。

5月12日からは恒例の集落別懇談会を開催させていただきます。地域住民の皆様の意見を聞きながら、一緒に神河創生、地域再生に向けて、一緒に考えていきたいと考えております。

終わりになりますが、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になろうとしております。議員各位におかれまして、今後とも健康には十分御留意いただきまして、町政発展のため、引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時10分
